

阪神・淡路大震災における自衛隊の災害派遣活動とその後の対応

Disaster Relief Dispatch of the Self-Defense Force  
for the Great Hanshin-Awaji Earthquake and  
the Change of Response after this Operation

佐藤 弘志

By Hiroshi Sato

As soon as the earthquake occurred, the Self-Defense Force (SDF) started gathering information on the disaster from aircraft and, at that time, dispatched its units by itself to conduct relief operations in disaster areas near the bases. In addition, at the request of the governor of Hyogo Prefecture for SDF disaster relief dispatch, all services of the SDF launched relief activities by dispatching their respective units to disaster areas. The SDF relief activities included aerial reconnaissance; search/rescue operations for missing persons; recovery of the dead; transport of wounded persons; medical activities; transportation of relief goods; supply of water and foods; and so on. After February, the focus of the SDF relief activities switched from search/rescue operations to life-related relief operations for the victims and restoration work. Accordingly, the SDF dispatched a special technical unit with especially high civil engineering capabilities to engage in restoration work. Dispatched for the relief operations were a total of about 2,200,000 personnel, about 340,000 vehicles, about 13,000 airplanes and about 680 vessels.

*Key words: Disaster Relief Dispatch, Self-Defense Force,  
Great Hanshin-Awaji Earthquake*

1. はじめに

今震災に際し自衛隊は、地震発生直後から駐屯地近傍の被災地へ部隊を派遣して救助活動を行うとともに、ヘリによる偵察活動を行うなど情報収集に務め、逐次非常勤務態勢を発令し、部隊の態勢を整えるとともに県庁などへ連絡幹部を派遣し、県からの要請を待った。実際の本格的な行動は、午前10時に兵庫県知事からの災害派遣要請を受けてから行われ、当初、第3師団の部隊および第2混成団などを投入し、逐次、状況が明らかになるとともに増強されていき、20日からは中部方面隊の全力が投入さ

れた。その間、中部方面隊の足りない部分の航空能力や映像伝送などが増強され、海上自衛隊からは呉地方隊と自衛艦隊の一部、航空自衛隊は中部航空方面隊などを主力とする部隊が派遣されて災害救助活動を行うなど、全自衛隊をあげて派遣部隊の活動を支援した。

その内容も、当初の人命救助、遺体捜索から、時間の経過とともに患者輸送、救護所の設置・巡回医療などの医療支援、救援物資などの輸送、給水・給食支援、天幕や入浴施設の設置・運営及び防疫支援など広い範囲にわたった。本災害においては、建物、交通手段、ライフラインなどが広範囲にわたって著しく損壊したため、派遣当初から大量に発生した被災者の生活基盤の確保が、他の活動とともに重要であった。特に、2月以降は、災害派遣活動の主要な業務が行方不明者の救助・捜索から、被災者に関する生活関連救援活動及び災害復旧に関連する作業に

キーワード：災害派遣・自衛隊・阪神・淡路大震災  
正員 工博 防衛大学校土木工学教室教授

(〒239横須賀市走水1-10-20  
Tel. 0468-41-3810, Fax. 0468-44-5913)

移行した。この段階では、倒壊家屋などの瓦礫の除去も加えられたので、土木作業能力の高い施設科部隊を中心に編成した陸・空自衛隊の部隊が力を発揮した。

約100日間にわたった今回の災害派遣において自衛隊が派遣した規模は延べにして、人員約220万人、車両約340,000両、航空機約13,000機、艦艇約680隻であった。

本稿では、今回の災害派遣に主要な役割を果たした陸上自衛隊(中部方面隊)の活動状況を中心に、派遣の概要やその後の対応の変化について述べる。

## 2. 派遣部隊の活動概要

今回の災害派遣は、その規模や作業内容から以下のような3期に分けられる。

### 第1期(1/17-19)

第3師団中心の人命救助を主体とした活動

### 第2期(1/20-3/16)

中部方面隊全力による人命救助、生活救援及び倒壊家屋の解体処理を主体とした活動

### 第3期(3/17-4/27)

第3師団及び第4施設団を中心とした生活救援及び倒壊家屋の解体処理を主体とした活動

以下に、地震発生から県知事の要請を受けて災害派遣に移行するまでの緊急対応を含めて、第1期から第2期の始めにかけての部隊の行動の概要を整理する。

- (1) 第1期：初動対処時(17日：災害派遣要請以前(05:46-10:00)の部隊の動き)

第3師団司令部(千僧)は、06:00に第1種非常勤務態勢を発令し、暗闇の中を兵庫県庁と連絡されている防災無線により連絡をとる努力をしながら作戦室を準備した。ついで、06:50には第3種非常勤務態勢を発令し、派遣準備を本格的に開始した。その間にも06:30頃から阪急伊丹駅の崩壊や西宮市民病院付近での被害情報が逐次入りだしたため、第36普通科連隊(伊丹)の一部が派遣され、阪急伊丹駅や西宮市民病院付近で人命救助の近傍災害派遣活動を実施した。

この時点では、防災無線の途絶やNTT回線の輻輳などにより兵庫県との連絡が全くとれず、必要な情報が非常に不足していた。07:30頃からは、OH-6による淡路島及び神戸地区の航空偵察やそれぞれの隊から兵庫県庁や担任区域の各市役所、警察署等への連絡幹部を派遣するなど、懸命の情報収集活動を行っていた。このような状況の中でも各部

隊は逐次派遣準備を整えていた。

10:00に兵庫県知事から災害派遣要請を受けるとともに、第3師団では、直ちに、まず第36連隊を主力とした災害派遣行動命令を発した。さらに、11:00頃までには大阪市及び京都府からの「派遣要請なし」の情報を得て、待機態勢にあった第3師団の他の部隊も本格的な災害派遣活動に投入された。第36普通科連隊は引き続き担任区域である伊丹、芦屋、尼崎、西宮の各市の災害派遣を実施するとともに、第3特科連隊(姫路)は10:15パトカーの先導の下、長田警察署および兵庫警察署に向かった。この時点では、すでに交通渋滞が激しくパトカーの先導にもかかわらず被災地までの約50kmを3時間も要し、神戸市において人命救助活動を開始したのは13:00を過ぎていた。

第37普通科連隊(信太山)については、当初のラジオ情報では震源地が淡路島ということから、神戸市に投入するか、淡路島に投入するか判断に迷っていたが、午後になって神戸市の被害が大きくなった(実際には、ヘリ等の運用の都合で車両部隊を夜間移動させ、主力のヘリ輸送は翌日18日早朝となった)。また、17日夕から18日早朝にかけては、第3特科連隊高射大隊(姫路駐屯地)を空輸及び地上輸送により淡路島北淡町に派遣し、同地区の人命救助等を行った。

(発災直後における方面隊の行動と状況判断)

地震発生に伴い関係者は6時前から自主的に登庁し、方面総監部(伊丹)は06:10に第1種非常勤務態勢を発令した。ついで、地震により半壊していた総監邸において決裁を受け、06:30に第3種非常勤務態勢(全員勤務)を命じた。当初、方面総監は、第3師団を主体として行動することを考え、方面隷下部隊及び多方面増援部隊から必要な支援機能と隊力を第3師団に配属したが(第10師団及び第13師団から各1個普通科連隊など)、被害状況の判明にともない18日03:00の段階で第3師団のみでは対応不可能と判断し、第10師団および第13師団主力を含む中部方面隊全力で対処することを決心し(総監記者会見：平成7年1月26日)18日13:10に第10師団および第13師団主力の被災地への推進命令を出した。

(第3師団への部隊の増援)

災害派遣規則に基づき、第8高射特科群及び第7施設群の一部は当初から第3師団長の指揮を受けていたが、方面総監は、第3師団の災害派遣能力強化の必要性を感じ、17日14:20に第10師団及び第13師団から給水支援隊を、18日07:4

0には各一個普通科連隊の配属を命じた。このような状況下で、第3師団では、本格的な災害派遣活動に対処すべく、18日01:00に災害派遣統一準備が発せられ、07:00から実施に移された。11:00には、前線指揮所を王子公園に開設した。

(他方面隊等増援部隊の配属)

1月17日の発災当日から、中部方面隊の能力の不足する分野(航空、通信、映像伝送)においては、陸幕との調整に基づき他方面隊等からの増援を受け、逐次関係隷下部隊に配属した。

(第1期から第2期への移行)

この段階では、第3師団に必要な部隊を増強して第3師団長に主催してもらう案と方面總監が統一して指揮する案とが検討されたが、時間の経過とともに

に明らかになりつつあった被害状況から18日13:10に第10師団(守山)及び第13師団(海田市)主力部隊等を第3警備地区へ集中するための処置をとり、19日朝、方面隊は3個師団を並列して方面總監が直接指揮する部隊運用構想を確定し、それに伴う各種調整を実施した。その結果、各師団の担任地域は、活動中の第3師団を中央部(中央区、灘区)として、その東部(東灘区、芦屋市等)を第10師団に、西部(兵庫区、長田区、須磨区、垂水区)を第13師団に担任させることとした。その日の内に部隊移動を行い、20日06:00自衛隊創設以来初めての3個師団並列による災害派遣活動が開始された。

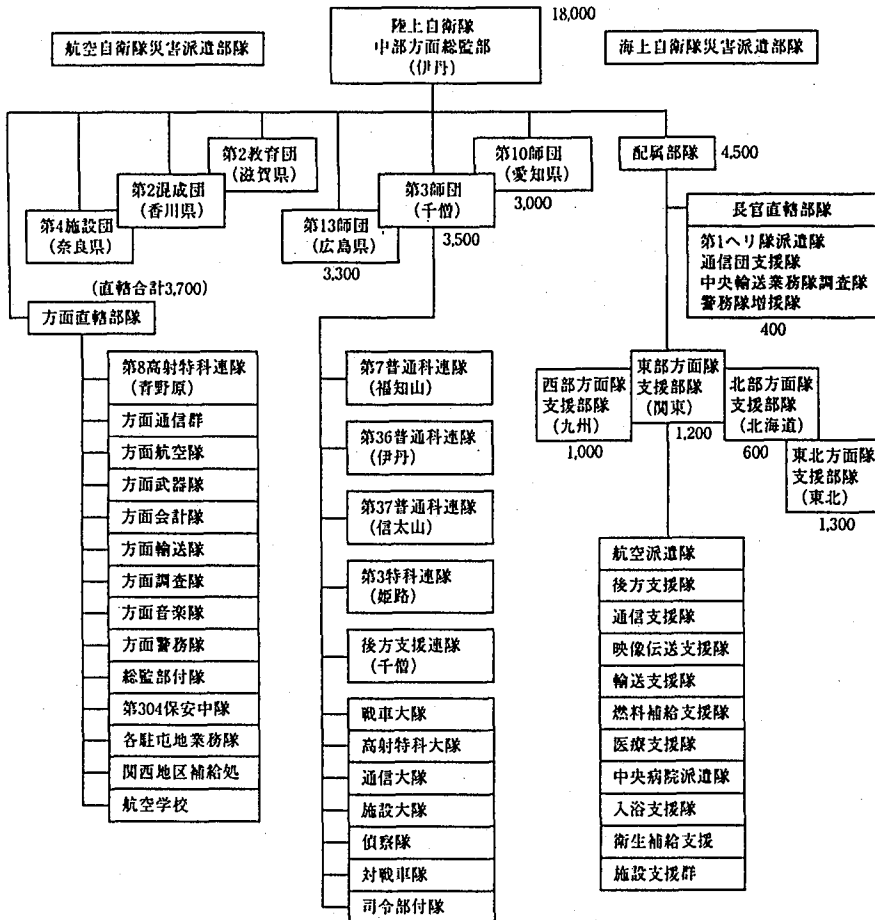


図-1 派遣された自衛隊の組織 ( ) は最大派遣人員の概数

表-2 活動成果

項目	活動内容
人命救助	165人
遺体收容	1,238体
被災者への医療支援	20,031人
人員輸送	7,339人
患者輸送	81人
遺体輸送	425体
糧食輸送	7,105,000食
毛布輸送	228,000枚
給食支援	580,203食
給水支援	54,349トン
入浴支援	515,067人
天幕展張	684張
倒壊家屋処理	2,626棟
ゴミ処理	4,879トン
道路啓開	34,759m
防疫支援	800,000立方メートル

表-1 派遣勢力

項目	勢力
人員	約2,236,500人 (陸:1,616,100 海:253,000 空:367,400)
車両	約344,300両(陸:340,000 海:894 空:3,388)
艦艇	679隻(海のみ)
航空機	13,254機(陸:6,938 海:1,630 空:4,686)

## (2) 第2期(中部方面隊主力による災害派遣活動 1/20-3/16)

第2期は、人命救助及び生活救援活動を主体とする前段(1/20-28)と生活救援活動及び倒壊家屋処理を平行実施する後段(1/29-3/16)に分けられる。

1月28日の一斉捜索終了に伴い、災害派遣は人命救助を主体とする活動(前段)から生活救援を主体とする活動(後段)に移行した。この時期には、部隊は小刻みに配置を変えたが、派遣人員は16,000人から19,000人弱の態勢が維持された。この頃になると、現場における課題は倒壊家屋の処理に移っており、県知事からの要請もあり、自衛隊側の作業にも倒壊家屋の処理が加えられることになった。このため、方面隊でも次の態勢への移行が考慮され、種々勘案の上、第4施設団に所要能力を増強して担任させることになって、第3期に移行していくことになる。第2期に入って他方面隊等から多数の増援を受けている。特に、災害派遣において初めての作業となる倒壊家屋の解体処理を実施するために、約1,300名の他方面施設支援群の配属を受け、全施設群の装備する器材の50%を越える数量が投入された。さらに、県の「100万人入浴構想」に基づき、全国から人員約300名、入浴セット13を集め、入浴支援部隊を各師団に配属して、積極的な入浴支援活動を実施した。

参考のために、図-1に最大派遣時の中部方面隊と配属された部隊の全勢力の概要を示した。

## 3. 救援活動の実績

阪神・淡路大震災における災害派遣勢力の延べ数と主要な活動実績を、表-1、2に示した。(カッコ内は、陸、海、空別。派遣人員は待機と後方支援を、航空機、車両には待機を含む)

## 4. 自衛隊の災害派遣の法的な裏付けと震災以後の態勢の充実

### (1) 自衛隊の災害派遣の法的根拠

自衛隊の災害派遣は、自衛隊法第83条に基づき、原則として天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のため、都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長または空港事務所長の要請に基づき実施されることになっている。ただし、防衛庁長官またはその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、前述の知事等の要請を待たずともがないと認められるときには、要請を待たずに派遣できることが例外的に規定されている(いわゆる自主派遣)。また、部隊の長などは防衛庁の施設またはこれらの近傍に火災などが発生した場合に、部隊などを派遣出来る(前述の阪急伊丹駅や西宮市民病院での救出活動がこれに当たる)。

災害派遣における自衛隊の具体的な活動は、遭難者や避難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の緊急輸送など、広範多岐にわたっている。

その内、地震に関しては、発生前でも「大規模地震対策特別措置法」に基づく警戒宣言が発せられたときには、地震災害警戒本部長(内閣総理大臣)の要請に基づき地震による災害の発生防止またはその軽減を図るため、地震防災派遣が行われる。

自衛隊では、ある程度予知が可能であるとされている東海地域での大規模地震に備え「東海地震対処計画」を準備している。この計画では、地震発生前に警戒宣言が発せられた場合における自衛隊の活動と、地震発生後の災害派遣実施体制などについて定めている。地震発生前においては、関係官庁、強化地域指定県と調整の上、ヘリコプターによる交通状況などの把握、艦艇、航空機などを使用しての人員・物資の輸送の他、偵察機を用いて都市部の撮影、解析を行い、発生後は最大で人員約6万6千名、航空機約270機、艦艇約25隻をもって、人命救助、2次災害の防止、人員・物資の輸送、給水・給食支援などを行うことにしている。

また、あらかじめ予知の困難な突発的な震災への対処としては、「南関東地域震災災害派遣計画」が準備されている。この計画の対象は相模湾を震源とするマグニチュード7.9の地震であり、出動を準備しているのは東部方面隊（朝霞）の第1師団、第12師団、富士教導団、第1空挺団、第1施設団などである。発災時には、直ちにこれらの部隊を投入して、人命救助を第1義とする救援活動を行う。この場合、地元の部隊も被害を受けていることが予想されるので、引き続き行われる救援活動は、他の方面隊からの増援を受けて行うことになっている。当然、事態の推移に応じて、海上自衛隊の艦艇や航空自衛隊の航空機の応援も考えられている。その規模は、最大で人員約6万7千名、航空機約270機、艦艇約50隻になる。なお、この計画は、この度見直され、平成9年度から主として陸上自衛隊関係の派遣計画が変更され、第3次増援も盛り込まれなどの増強がなされた。また、陸上自衛隊では、この計画の見直しに伴って平成9年4月1日以降、営内居住者の門限を午前0時までとした。これまでは魅力化施策で外出制限を緩和され、翌朝の点呼までに帰隊すればよいことになっていたが、夜間の即応体制を高めるため、帰隊時間を繰り上げる処置をとった。

## (2) 阪神・淡路大震災などの教訓を踏ええた災害派遣態勢の充実

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、政府全体として災害対策体制の整備に取り組み、平成7年7月の「防災基本計画」の大幅修正や同9月に取りまとめられた「防災問題懇談会」の提言を受けた「災害対策基本法」の改正が行われた。防衛庁としても平成7年3月に防衛庁長官を議長とする「災害派遣検討会議」を発足させ、今後の自衛隊の災害派遣を円滑に行うための検討を行うとともに、自衛隊法の改正や「防衛庁防災業務計画」の修正などを行った。ま

た、同11月には、防衛計画の大綱が改正され、自衛隊の主要な任務の一つとして大規模震災への対処が加えられた。参考までに防災体制見直しの手順を表-3に示した。

主な改善点の概要を防衛白書等から抜粋・要約すれば、以下ようになる。

### (a) 自主派遣についての判断基準の明示

自衛隊の災害派遣は要請を受けての派遣が原則であり、いわゆる自主派遣はこれを補完するものとしての例外的に規定されているに過ぎない。しかしながら、先の大震災における災害派遣の経験から、①突発的な大災害の場合、地方自治体そのものが被災したり、被災状況を把握して自衛隊と連絡をとることが困難で、そのために自衛隊への派遣要請が遅れる恐れがあること、②また、自衛隊の早期の人命救助活動に対する国民の期待が大きいことなどを踏まえ、自主派遣を行う際に、部隊長などが迅速かつ的確に判断できるよう、防衛庁は平成7年10月の「防衛庁防災業務計画」の変更に際し、要請を待たないで行う災害派遣の判断の基準を以下のように明示した。

①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するために自衛隊自らが情報収集を行う必要があると認められること。

(例) 航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自隊又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、被災情報収集を行う場合

②災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(例1) 通信の途絶等により、部隊が都道府県知事等と連絡が不能な場合に、市町村長、または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害派遣に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(例2) 通信の途絶等により都道府県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(例1) 運航中の航空機の異常な事態が発生したことを自衛隊自ら探知した場合に、捜索又は

表-3 防災体制見直しの手順

	概 要		5月	6月	7月	8月	9月	10月
防災問題懇談会	[参加者] 諸井茂氏他 実業家 大学教授 県知事等 西広整和氏	[検討項目] ・ 情報の収集、伝達体制 ・ 消防、警察、自衛隊等の緊急応応体制 ・ 広域連携体制 ・ 災害対策基本法の見直し等					9月11日 検討成果答申	
災害対策基本法	目的： 総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図る。 内容： ・ 防災に関する体制 ・ 国の防災対策の基本的枠組み			6月9日成立 交通規制に関する権限 一部改正			災害対策基本法の全面改正	
防災基本計画	目的： 災害対処能力の増強を図る。 内容： ・ 国、公共機関、住民等の役割 ・ 災害予防、応急対策、復旧・復興 防災業務計画、地域防災計画において重点をおくべき事項			新防災基本計画の策定			新防災基本計画の確認	
防災業務計画	内容： ・ 指定行政機関の所掌事務について防災に關しとるべき措置 ・ 地域防災計画の作成の基準事項					防衛庁防災業務計画の改正	別添資料参照	
防衛庁の災害派遣検討会議等				庁災害派遣検討会議			自衛隊法の一部改正	
			陸 幕 の 災 害 派 遣 検 討					

救助の措置をとる必要があると認められる場合

- (例2) 海難事故の発生等を自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- (例3) 部隊等が防衛庁の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合

④その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(b) 地方自治体などとの連携の強化

自衛隊が災害救援を行うためには、地方公共団体などとの緊密な連携が不可欠である。この点に関しても、平成7年7月の「防災基本計画」の修正により、情報連絡体制の充実や共同の防災訓練の実施など、平常時から自衛隊と地方公共団体などとの連携がより強化されることになった。また、防衛庁としても、都道府県知事などからの迅速な派遣要請に支障を生じないように、自衛隊法施行令を改正し、要請の際に明らかにすべき事項を簡略化した。さらに、

同12月の「災害対策基本法」の改正により、市町村長は、区域内に災害が発生した場合に、都道府県知事に対し自衛隊の派遣の要請を要求できるとともに、要求できない場合には直接防衛庁長官またはその指定する者に災害の状況などを通知できることが明記された。

これらを受けて、平成7年9月に陸上自衛隊が中心となり、地方公共団体の協力を得て、「陸上自衛隊南関東地震災害派遣計画」を検証するための大規模震災対処演習が実施された。

(c) 災害派遣時に自衛官が行使し得る権限の追加  
 これまで、災害派遣時の自衛官には警察官などと比べて、救助など応急措置に必要な権限を有していなかったため、現場における救援活動に支障を来していた。この点も先の大震災の教訓により、人命保護及び救援活動の円滑な実施の観点から災害応急対策のために必要な自衛官の権限を法律上規定する必要性が強く認識された。

平成7年6月の「災害対策基本法」の改正及びこれに伴う自衛隊法の改正によって、災害派遣時の自衛官は、その場に警察官がいない場合に限り、自衛隊の緊急通行車両の通行を確保するため、道路上の

放置車両等の除去などの措置をとれることとなった。

さらに、平成7年12月の「災害対策基本法」及び「大規模地震対策特別措置法」の改正およびこれに伴う自衛隊法の改正により、災害派遣時の自衛官は市町村長またはその委任を受けた職員、警察官及び海上保安官がその場にいない限り、必要に応じて以下のようなことができるようになった。

- ①建物の倒壊や崖崩れの危険の大きい場合などに、警戒区域を設定し、立入制限・禁止、退去を命ずること
- ②救援活動における活動拠点や緊急空輸に必要な通信中継所の確保などのため土地や建物を使用すること
- ③倒壊家屋から人命救助を行う場合などに、障害となる被災した建物を移動したり、撤去すること
- ④現場の自衛官では足りない場合などに、住民又は現場にいる者に人命救助などの業務を行わせること

(d) 災害に係わる情報の収集及び伝達態勢の拡大大地震発生時の被害規模を早期に把握するため、平成7年2月に「大規模災害発生時の第1次情報収集態勢の強化と内閣総理大臣等への情報連絡体制の

整備に関する当面の措置について」が閣議決定された。これを受けて、防衛庁でも同10月の「防衛庁防災業務計画」で、震度5以上の地震が発生した場合には、災害派遣や航空救難に備えて待機しているヘリコプターなどを活用して、被害情報を収集し、内閣総理大臣などに報告する態勢をとることとした。

(e) 災害に係わる装備品などの充実

これまでの自衛隊の災害救援活動に使用されてきた装備品は、災害救援用のものではなく、防衛用品を転用したものであり、阪神・淡路大震災における初期の人命救助活動にも支障を来したことも事実であった。前述のように、「防衛力整備の大綱」において、自衛隊に主要な任務の一つとして災害時の救援活動が加えられたことにより、今後は自衛隊としても災害救援活動をさらに効果的に行うために、法制などのソフト面のみならず災害派遣に活用し得る装備などのハード面の充実・整備を図っていくことが要求される。この震災後、阪神・淡路大震災を受けた臨時的かつ緊急の措置として、補正予算により、①ヘリコプターなどにより収集した映像情報を伝送するシステム、②カッターやジャッキなどを備えた人命救助システム、③輸送用車両、④施設器材、

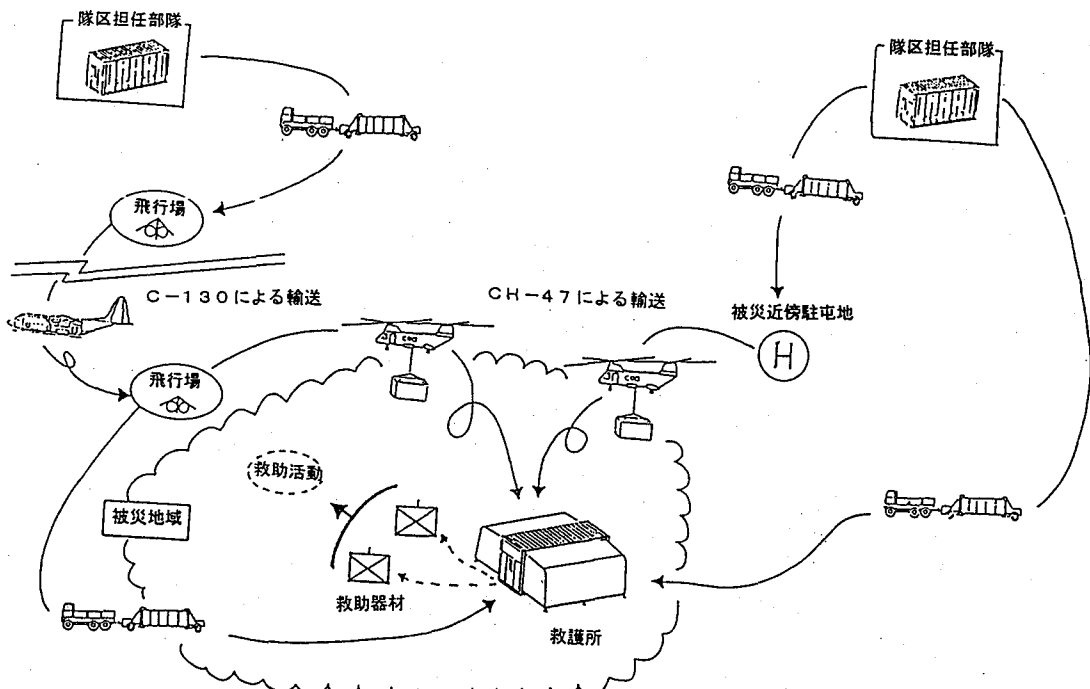


図-2 人命救助セットの運用構想

- ⑤給水・入浴・トイレ支援などに活用し得る諸器材、
- ⑥防災無線などの整備を行った。

今後も輸送用車両など災害派遣に活用し得る各種装備品の充実の努めることになっているが、より一層の災害対処能力を高めるためには、地方自治体や民間企業などにも協力を呼びかけ、この種の器材の共有化（共通規格化）を図っていくことが必要であると考えられる。

#### (f) 人命救助セットの概要

今震災以後に調達・配備された人命救助セットは、阪神・淡路大震災での経験を生かして、72時間以内の人命救助活動を目的に設計されたものである。1セット当たりの構成品としては、災害の現場で2個中隊約200名が活動出来るような各種器材がコンテナ2個に収納されている。現場での個人作業、分隊作業、小隊作業及び中隊作業に合わせて人命救助用の器材から応急救命用の器材まで含んでおり、人命救助活動分野のほぼすべての分野における完結した機能を備えている。さらに、コンテナそのものも現場での応急救護所としての機能も兼ね備えている。器材は、すべて使用実績のある民生品であり、格納コンテナ及び各セット構成品はすべて空輸可能である。図-2に人命救助セットの運用構想を示した。それらは、現在、地震予知連絡会が指定した特定地域を担当する部隊等、人口50万人以上を担当する部隊等に配備されている。主な、配置先（駐屯地）は以下の通りである。

北部方面隊（4セット）	旭川、釧路、真駒内、東千歳
東北方面隊（5セット）	青森、秋田、神町等
東部方面隊（11セット）	練馬、市ヶ谷、朝霞、高田、松本、勝田、武山、習志野等
中部方面隊（16セット）	金沢、守山、久居、大久保、伊丹、姫路、米子、山口、善通寺
西部方面隊（6セット）	福岡、北熊本、別府、都城、国分、那覇

人命救助セットの概要は、講演時に紹介する。

#### 6. おわりに

本文では、阪神・淡路大震災における自衛隊の災害派遣活動の概要とその後の対応について述べた。

現在、今災害において自衛隊は前述のような多くの制約にもかかわらず、可能な最大限の役割を果たしたものと考えられている。しかし、実現場での活動という観点で見れば、部分的には、多くの問題点

があることも明らかになった。これらのいくつかは、その後改善されてきたが、まだ実際問題としては不十分な部分も多い。このような中でも、突発的な災害に際して、自衛隊が効果的な活動をするためには、法体系の不十分なところや運用面での難しさを補完する意味においても地方自治体との平素からの緊密な連携が必須であり、また、自衛隊自体においても災害派遣能力を向上するための不断の努力が必要である。特に、自治体との良好な関係の構築は、過去・現在・未来を問わず派遣の効果をあげる鍵を握っているものである。そのためには、各レベルでの日常の地道な努力の積み重ねが重要である。

災害時における自衛隊の役割とその運用の原則について、志方氏は「自衛隊には、危機を察知し、これを回避する能力はない。また、回復の段階でも大きな力にはなり得ない。しかし、危機に直面してこれに対処する段階では、自衛隊の持つ自己完結性と集団性は他に比較し得ない決定的な能力を発揮できる。災害時に自衛隊を運用するにあたっては、自衛隊の持っているこの特性を活用して、①機を失せず出動させること、②一挙に大部隊を投入すること、③初動における人命救助を優先すること、④地方自治体および他の国家機関の救援活動を軌道に乗せること、⑤当初の目的を達成したならば、速やかに撤収することである。」と述べている。

今般のような大災害に際し、必要な場合、自衛隊がその能力を最大に発揮し得る状況で出動できるような社会システム（社会防災システム）を構築しておくことが望まれる。

なお、本稿の前半は、第1回都市直下地震災害総合シンポジウム（1996年11月27-28日）において発表した。

#### 参考資料：

- 1) 中部方面総監部：阪神・淡路大震災災害派遣行動史（平成7年6月）
- 2) 志方俊之：災害時における自衛隊の役割、震災そのためのために（1）、国会資料編纂会、pp.84-109、H7. 11
- 3) 陸上自衛隊（中部方面総監部および陸上幕僚幹部）資料
- 4) 防衛庁防災業務計画（防衛庁公報第915号、H7. 12. 1）
- 5) 防衛庁：日本の防衛、pp.179-187、H8. 7
- 6) 佐藤紘志：阪神・淡路大震災における自衛隊の災害派遣活動と得られた教訓、第1回都市直下地震災害総合シンポジウム論文集、pp.275-278、1996. 11.